

大阪地方裁判所における付調停事件への取組み

専門的知見を要する事件を中心にして

大阪地方裁判所付調停等検討プロジェクトチーム
 大阪地方裁判所判事 池田 光宏
 大阪地方裁判所判事 田中 敦
 大阪地方裁判所判事 牧 真千子

目次	次
第1	はじめに
1	付調停等検討プロジェクトチームの目的
2	付調停等検討プロジェクトチームの活動内容
第2	付調停の現状分析
1	第一〇民事部における調停事件の動向
(1)	調停事件の新受件数・未済件数
(2)	新受件数の内訳・事件の種類別終局事由・調停期間等
2	民事調停委員の現状
(1)	大阪簡裁との併任
(2)	専門分野別人数
第3	利用者等から見た付調停の現状と問題点
1	裁判官
2	弁護士
3	専門家委員
第4	第一〇民事部所属の裁判所書記官からの活動報告
1	問題意識
2	調停担当書記官の役割
(1)	調停主任(裁判官)と調停委員とのパイプ役 事者と調停委員会とのパイプ役
(2)	訴訟部と調停部とのパイプ役
(3)	調停への関与
3	調停担当書記官の具体的な取組み
(1)	調停係属前
(2)	調停係属から第一回調停期日まで
(3)	調停進行中
(4)	調停終局に向けて
(5)	調停終局後
第5	付調停をさらに活性化するための提言
1	民事調停委員の充実
2	当事者(代理人弁護士)の理解と協力
3	適切な事件選択
4	付調停の時期
5	訴訟部での成果を調停部に引き継ぐための工夫
6	計画管理
7	調停部での成果を訴訟部に引き継ぐための工夫 (訴訟部と調停部が分離している利点を活かす欠点を克服するための工夫)
(1)	問題の所在
(2)	調停結果(不成立)報告書
(3)	調停調査
(4)	調停に代わる決定(一七条決定)
(5)	「裁判官単独調停+専門家委員に対する求意見」
8	支部係属事件の付調停
9	専門家団体との連携
第6	終わりに
別紙	
I	連絡カード
II	付調停事件経過報告書
III	回答書
IV	調停の進め方
V	付調停について
VI	事件カルテ(作成例)

第1 はじめに

1 付調停等検討プロジェクトチームの目的

我が国における民事調停制度は、国民の司法参加による民事紛争の解決手段として、また、裁判所内におけるADR（裁判外紛争処理）として、国民の信頼を得て社会に定着しているところである。付調停制度は、ひとたび訴訟という形で裁判所に提起された民事紛争を、民事調停制度を活用することによって、適正かつ迅速に解決しようとするものである。

大阪地方裁判所（以下、「大阪地裁」という。）においては、平成三年四月から、当時手形部であった第一〇民事部に民事調停事件担当の裁判官・裁判所書記官が配置され、民事調停事件が集中配てんされるようになり、付調停制度を活用する態勢が整備された。その経緯及びその当時における付調停制度活用の状況については、松本克巳「大阪地裁調停部の現状と課題」判タ八四二号四頁、遠山廣直「大阪地裁における民事調停法第二〇条による調停の実情」自正四六巻七号一四頁に詳しく紹介されている。ところが、その後、地代・借賃増減額事件に調停前置主義が導入されたこと等の理由により、付調停事件の新受件数は減少傾向にあった。

平成一一年になり、第一〇民事部は、主として、建築関係事件等の専門的知見を要する事件を適正迅速に解決するための一つの方法として、付調停制度の活用が考えられないかという問題意識から、訴訟事件の当事者及び代理人弁護士・訴訟事件を担当する裁判官及び裁判所書記官等の理解を得て、付調停制度の利用を促進するために、様々な試みを行った。そのような中、平成一一年八月一日には、付調停等検討プロジェクトチームが大阪地裁本庁に設置さ

れ、第一〇民事部の活動を側面から援助することになった。付調停等検討プロジェクトチームでは、付調停制度の現状を考察した上で、これが十全に活用され、しかも円滑かつ効率的に運用されるようにするための、調停部の在り方、訴訟部と調停部との連携の在り方、付調停事件の審理の在り方等について、具体的な提言を行うことを目的とし、大阪地裁本庁の裁判官・裁判所書記官・裁判所事務官が協力して具体的な検討作業を行うことになった。

2 付調停等検討プロジェクトチームの活動内容

(1) 付調停の現状分析

付調停等検討プロジェクトチームは、第一〇民事部から事件統計等のデータの提供を受け、これを分析することによって、付調停の現状分析を行った。

(2) 裁判官に対するアンケートの実施

付調停等検討プロジェクトチームは、大阪地裁本庁で訴訟事件を担当している裁判官に対し、付調停に関するアンケートを実施し、その結果を分析することによって、訴訟事件を担当している裁判官から見た付調停の現状と問題点を把握し、論点の整理を行った（その内容は、平成一一年一〇月二〇日に中間報告としてとりまとめた）。

(3) 大阪弁護士会司法委員会との懇談会

付調停等検討プロジェクトチームは、第一〇民事部から、同部が平成一二年二月二日に開催した大阪弁護士会司法委員会との懇談会の協議結果の提供を受け、訴訟代理人を務める弁護士及び民事調停委員を務める弁護士から見た付調停の現状と問題点を把握し、論点の整理を行った。

(4) 建築関係事件担当民事調停委員協議会の開催

付調停等検討プロジェクトチームは、第一〇民事部と共同で、平成一二年二月二日、大阪地裁に所

属する一級建築士の資格を有する民事調停委員（専門委員会多数の出席を得て、建築関係事件担当民事調停委員協議会を開催し、専門委員会から見た付調停の現状と問題点を把握し、論点の整理を行った。）

(5) 第一〇民事部所属の裁判所書記官からの活動報告

裁判官、弁護士、専門委員会から見た付調停の現状と問題点を踏まえつつ、付調停を活性化するための提言をとりまとめる過程で、裁判所書記官に期待される役割の大きさが改めて意識されたことから、第一〇民事部所属の裁判所書記官に対し、活動報告を求めた。

(6) 最終報告書の提出

付調停等検討プロジェクトチームは、以上の活動を行った上、付調停を活性化するための具体的な提言をとりまとめ、平成一二年三月二四日、最終報告を行った。そして、第一〇民事部は、付調停等検討プロジェクトチームの活動を踏まえつつ、随時、新たな試みを行ってきた。

本稿は、以上のような付調停等検討プロジェクトチームの活動内容・具体的提言等の要旨を紹介することにより、大阪地裁で行われている付調停事件への取組みを紹介するものである。本稿をとりまとめるに当たっては、第一〇民事部の安藤純樹判事補、磨正昭、永井佳代子、梶嘉恵各裁判所書記官及び長谷川徹也裁判所事務官には大変お世話になった。ここに感謝の意を表したい（なお、本稿には、最終報告の時点ではなく最新の事件数、人数等の数値を掲載しているが、いずれも概数である）。

第2 付調停の現状分析

1 第一〇民事部における調停事件の動向

(1) 調停事件の新受件数・未済件数

ア 調停事件の新受件数

大阪地裁本庁における調停事件の新受件数は、以下のとおり推移してきた(なお、例えば「平成二年度」とあるのは、平成二年一月から二月までを意味する)。

平成二年度	六六件(うち付調停二二件)
平成三年度	二二一件(うち付調停一七一件)
平成四年度	二七五件(うち付調停二二五件)
平成五年度	二二九件(うち付調停一七五件)
平成六年度	一九四件(うち付調停一五七件)
平成七年度	一六九件(うち付調停一二二件)
平成八年度	一六六件(うち付調停一二七件)
平成九年度	一五七件(うち付調停一二二件)
平成一〇年度	一一七件(うち付調停九二件)
平成一一年度	二五九件(うち付調停二三〇件)
平成三年四月から、第一〇民事部(以下、「調停部」ともいう)に調停事件が集中配てんされることとなったが、そのころ付調停事件の中心をなしていたのは地代・借賃増減額事件であり、不動産鑑定士の資格を有する専門家委員を指定して調停委員会を組織したところ、高い調停成立率をあげることができた(平成三年年度の付調停新受事件一七一件についてみる)、そのうち一一五件が成立しており、調停成立率は六七・二五%となっている。	

ところが、付調停事件の新受件数は、平成五年度には早くも減少傾向に転じている。その後も、付調停事件の新受事件の減少傾向に歯止めはかからず、平成一〇年度には九二件に止まった。その理由には様々なものがあるものと思われるが、借地借家法の制定・民事調停法の改正により、比較的調停になじ

みやすい地代・借賃増減額事件に調停前置主義が導入され、地裁に対する訴え提起前に主として簡裁の調停を経ることとなったことが影響していることは、間違いないものと思われる。

平成一一年度に、付調停事件の新受件数が大幅に増加したのは、第一〇民事部が、主として、建築関係事件等の専門的知見を要する事件を適正迅速に解決するための一つの方法として、付調停制度の活用が考えられないかという問題意識から、訴訟事件の当事者及び代理人弁護士・訴訟事件を担当する裁判官及び裁判所書記官等の理解を得て、付調停制度の利用を促進するためにはどのような改善策を採るべきかという試行錯誤を始めたこと、付調停等検討プロジェクトチームが第一〇民事部の側面援助を行ったこと、並びに訴訟関係者の間で付調停制度に対する理解が深まってきたこと等の理由によるものと考えられる。

平成一二年度上半期(六月末まで)の新受件数(総数一三三件、うち付調停一〇六件)は、昨年度とはほぼ同様の推移であり(平成一一年度は六月末までの付調停が一〇九件)、下半期の新受件数も、昨年度と同様、上半期を上回るものと思われる。

イ 平成一二年度六月末日現在の未済件数
平成一二年度六月末日現在における大阪地裁本庁の民事調停事件の未済件数は、一四二件(うち付調停事件一三二件)となっている。

(2) 新受事件の内訳・事件の種類別終局事由・調停期間等

ア 平成一一年度の新受事件の内訳

大阪地裁本庁における平成一一年度の新受事件二五九件(うち付調停事件一三〇件)の内訳は、以下のとおりである。

商 事(一) 一一四件(うち付調停一一二件)
宅地建物(五) 七一件(うち付調停 五七件)

民事一般(一) 六五件(うち付調停 六〇件)
農 事(七) 八件(うち付調停 〇件)
公 害(公) 一件(うち付調停 一件)
商事(二)は、主として、請負代金請求事件、すなわち建築関係事件であり、民事一般(一)の中にも、損害賠償請求事件・不当利得返還請求事件という形で建築関係事件が含まれているから、平成一一年度は、主として建築関係事件の大幅な増加により全体として新受件数が大幅に増加したことがわかる。

イ 事件の種類別終局事由
大阪地裁本庁における平成一一年度の既済事件総数一五六件(うち付調停事件一三二件)の終局事由は、以下のとおりである。

成 立 九四件(六〇・三%)
不 成 立 四六件(二九・五%)
一七条決定 一〇件(六・四%)
取 下 等 六件(三・八%)
事件の種類別に調停の成立率を比較するため、成立率の高い順に事件の種類をあげると以下のとおりとなる。

宅地建物 三五件(六四・八%)
民事一般 二四件(六一・五%)
商 事 三一件(五九・六%)
農 事 四件(三六・四%)
また、平成一二年度一月一日から同年六月末日までの既済事件総数一三三件(うち付調停事件一二〇件)の終局事由は、以下のとおりである。

成 立 八二件(六一・七%)
不 成 立 四〇件(三〇・一%)
一七条決定 一件(〇・八%)
取 下 等 一〇件(七・五%)
事件の種類別の調停の成立率は、以下のとおりである。
宅地建物 二六件(七六・五%)

民事一般 二二件(五九・五%)
商 事 三二件(五三・四%)
農 事 二件(六六・七%)

昨年度と比較して宅地建物調停事件の成立率が高くなっているのに対し、民事一般調停事件及び商事調停事件の成立率が若干下がっているが、取り下げ一〇件のほとんどは実質的に紛争が解決したことによる取り下げであることから、実質的な解決率に変化はないものと解される。

ウ 調停期間

大阪地裁本庁における調停事件の平成一一年度既済事件の平均調停期間は、以下のとおりである。

商 事(メ) 六・六か月
宅地建物(ユ) 六・一か月
民事一般(ノ) 六・七か月
農 事(セ) 八・一か月

また、平成一一年度既済事件の終局事由別平均調停期間は、以下のとおりである。

成 立 六・四か月
不 成 立 七・八か月
一七条決定 一・一か月
取 下 等 七・七か月

次に、大阪地裁本庁における平成一一年度の既済事件の調停期間別の状況は、以下のとおりである。

三〇日以内 三二件(二〇・五%)
三か月以内 五二件(三三・三%)
六か月以内 九二件(五八・九%)
一年以上 一三七件(八七・七%)

これによれば、五八・九%の事件が六か月以内に既済となり、八七・七%の事件が一年以内に既済となっている。この統計を見る限り、付調停にするのをためらう理由の一つとして挙げられる、調停期間の長期化という懸念は、杞憂に止まっているように思われる。

もつとも、比較的少数とはいえ、一年を超えて係属している事件があることは事実であり、個々の事件ごとに長期化の理由を吟味する必要がある。

2 民事調停委員の現状

(1) 大阪簡裁との併任

大阪地裁本庁所属の民事調停委員のうち、農事調停(民事調停法二六条)・鉱害調停(同法三二条)を担当する専門家委員は、大阪地裁本庁のみ所属であるが、その他の委員は、大阪地裁本庁と大阪簡裁の併任の形をとっている。東京地裁・東京簡裁では、民事調停委員は、原則として、それぞれ別々に所属していることであるから、この点が大阪地裁の特色となっている。

両者には、一長一短あり、また、庁の規模により適不適があるものと思われる。併任方式は、限られた人的資源を有効に活用できる点で優れているが、併任方式をうまく機能させるためには、地裁と簡裁を通じた指定件数の把握等の一元的管理を行う必要がある。そのためにはOA機器の活用が肝要である。

(2) 専門分野別人数

大阪地裁本庁所属の民事調停委員(平成一二年七月一日現在の専門分野別の内訳は、以下のとおりである。

弁護士・元裁判官	七〇人
不動産鑑定士	四七人
建築関係	三五人
税理士	一〇人
医師	九人
農事	八人
弁理士	六人
公認会計士	五人
コンピュータ技術者	三人
鉱害関係	二人

その他 三人
合計 一九八人

調停委員会は、調停主任(裁判官)一人及び民事調停委員二人以上で組織される(民事調停法六条)。大阪地裁本庁では、専門的知見を有する付調停事件では、通常、法律家委員(弁護士又は元裁判官)から一人、事件の解決に必要な専門的知見を有する専門家委員から一人がそれぞれ指定されている。

不動産鑑定士委員は、地代・借賃増減額事件を担当しているほか、調停案作成のため不動産価格を知る必要がある事件を幅広く担当している。

建築関係委員は、平成一一年度に建築関係事件の新受件数が急増したことに伴い順次増員されてきたものであり、平成一二年一月一日付で一級建築士一人が、同年四月一日付で、社団法人日本建築学会から推薦された大学名誉教授を中心とする専門家一人が新たに民事調停委員に任命され、現在の三五人になった。このうち、後者(建築学会推薦の一人)は、コンクリート構造物の耐久性・耐震性、室内空気汚染・換気・シックハウス・臭気、伝熱・湿気等に関する専門家として学会の先端知識を有しており、より複雑困難な付調停事件での活躍が期待されている。当面は、実務経験のある一級建築士に加え、三人目の民事調停委員として調停に関与するほか、専門的な知識経験に基づく意見を述べるといった形で民事調停に関与することになるものと思われる(民事調停規則一四条)。

税理士委員及び公認会計士委員は、平成一二年二月一七日から施行された「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」(平成一一年法律第一五八号)に基づく特定調停のうち、ある程度の規模を有する事業者が申し立てた事件などを担当することになるが(同法八条参照)、そのほか、非公開株式の評価が紛争解決に必須となる同族会社の経営権をめ

ぐる事件等での活躍が期待されている。

医師委員は、主として、大阪簡裁に申し立てられた調停事件を担当している。大阪地裁でも、建築関係事件と比べ少ないとはいえ、医療過誤事件や暴行と傷害との因果関係が主な争点となっている損害賠償事件等に関与している。今後、医療過誤事件の適正迅速な解決を実現するための一つの選択肢として、付調停制度の活用が広く認知されてきた場合には、医師委員の増員につき大阪府医師会に更なる協力を求めるとともに、大学医学部及び大学病院に対しても協力依頼を行う必要が生じてくるものと思われる。

弁理士委員は、知的財産権事件を担当するほか、機械・化学・電気などの理科系の知見を要する事件を担当している。

コンピュータ技術者は、平成二二年一月一日に二人が新たに任命されて合計三人となった。コンピュータ関係事件の付調停は増加してきており、今後とも増員を図る必要がある。

このように、大阪地裁本庁所属の民事調停委員は、いわば専門家集団となっているが、同時に様々な人生経験を積み社会的な良識と人間関係についての深い洞察力と対人折衝能力を備えており、専門分野以外では、いわば一般委員として活躍している。

第3 利用者等から見た付調停の現状と問題点

1 裁判官

付調停等検討プロジェクトチームでは、大阪地裁本庁で訴訟事件を担当する全裁判官に対するアンケートを実施した。その結果、いわば付調停制度の利用者である、訴訟事件を担当する裁判官が考える

付調停の現状と問題点を把握することができた。

(1) 調停期間等

ア 「付調停により事件解決までの期間が長期化するおそれがある。調停主任(裁判官)が調停委員及び当事者(代理人弁護士)と協議して計画審理を行って欲しい。合理的な期間で調停が成立しない場合には、見極めを付けて不成立とし、早く訴訟部にて事件を戻して欲しい。調停が長引いている事件について進行状況を教えて欲しい。定期的に進行状況を知らせて欲しい。」

アンケート結果では、適当な調停期間を六か月以内又は六か月から一年以内とする者が全回答者の四分の三に達した。

イ 「調停が不成立になった場合、調停期間が時間的な損失となる。」

建築関係事件等の専門的知見を要する事件が比較的早期に調停に付された場合には、代理人弁護士が専門家委員の助言を得ることにより事案を的確に理解することができ、無用な主張や書証の提出を避けられることができるといふ効果が期待できるが、そのような効果は目に見えにくいため、調停が不成立に終わった場合に、調停期間が全て時間的な損失であると感じる裁判官が少なくないようである。

(2) 調停の成果の活用

ウ 「調停が不成立になった場合、調停における進行経過が当然には本案に反映されず、調停委員会の心証が当然には訴訟部に引き継がれない。訴訟事件担当の裁判官が調停主任となることができれば、調停が不成立となっても、調停の成果を訴訟に役立てることができる。」

大阪地裁本庁では、第一〇民事部が調停事件を集中的に取り扱うことになっており、訴訟事件を担当する裁判官と調停主任(裁判官)とが異なることから、このような意見が出されたものと思われる。訴

訟事件を担当する裁判官が調停主任を務めるとすれば、調停手続で形成した心証を直接訴訟手続に反映させることが、適正な手続と言えらるかどうかという批判も出ようし、また、当事者が、調停が不成立となった場合に訴訟手続で不利な取扱いを受けることをおそれて自由な発言ができなくなり、本来的な紛争解決を目指す調停の意味が失われるおそれもある。訴訟事件を担当する裁判官と調停主任(裁判官)とが異なることには、プラス面とマイナス面とがあるから、プラス面を活かし、マイナス面を補う実務上の工夫が必要であると思われる。

(3) 弁護士の理解と協力

エ 「付調停を勧めても、争点整理にせよ和解にせよ訴訟事件を担当する裁判官に主宰してもらいたいとして、消極的な対応を示す代理人弁護士が少なくない。代理人弁護士は、付調停に賛成しない理由として、時間がかかる、調停が不成立となったとき調停手続での協議が争点整理に役立たない、事実認定上の問題があり調停に適さない、事件記録を検討せず金銭解決を押しつける、専門家委員の指摘で争点が増えることがある、人証調べをしないと当事者が納得しないなどと主張する。」

2 弁護士

第一〇民事部は、平成二二年二月二日、大阪弁護士会司法委員会との間で付調停制度をテーマにした懇談会を行った。大阪弁護士会司法委員会が、懇談会に先立ち、会員に対し付調停に関するアンケートを実施していたこともあり、懇談会では、弁護士の民事調停委員としての、あるいは代理人としての忌憚のない意見を聴くことができた。

総じて、弁護士は、付調停制度の積極的な活用に対しては好意的な受け止め方をしており、少数的ではあるが、消極的な意見も見受けられる

とあり、これを謙虚に受け止め、今後、弁護士の理解と協力を得た付調停制度の運用を図る必要がある。

付調停に対する消極的な意見には以下のものがあつた。

(1) 本案部が事件を調停に付する手続

ア 「当事者(代理人弁護士)の意見を尊重してもらいたい。」

イ 「付調停のメリットとデメリットを当事者(代理人弁護士)に十分に説明してもらいたい。」

ウ 「付調停に適した事件が否か十分見極めてもらいたい。」

これらの意見は、訴訟事件を担当する裁判官に対し、付調停についての説明を十分に行い、当事者の納得を得た上で、事件を調停に付してもらいたいという要望である。民事調停法二〇条一項によれば、受訴裁判所は、「事件について争点及び証拠の整理が完了」する前であれば、当事者の合意がなくても、職権で事件を調停に付することができる訳ではあるが、裁判手続の利用者である当事者の意向を尊重すべきことは当然であるし、調停を円滑に進め成果をあげるためには、当事者及び代理人弁護士の積極的な関与が必要であるから、当事者の納得の下、事件を調停に付すように努める必要がある。

(2) 争点整理のための付調停

エ 「争点整理のためだけの付調停は邪道である。」

オ 「争点整理を兼ねて付調停とすることは差し支えないが、調停で争点整理も行う場合には双方対席で運用してもらわないと弁論兼和解の復活になつてしまう。」

カ 「専門家委員の意見を書面でもらった場合には書証で使えるが、書面を書いた専門家委員には訴訟部で証人尋問を行う可能性があることを覚悟し

てもらいたい。」

(3) 調停不成立の場合の取扱い

キ 「当事者(代理人弁護士)に反論の機会が与えられないまま、調停委員会の心証が訴訟部の裁判官に引き継がれてはならない。」

ク 「訴訟部の裁判官が調停主任を務めると、当事者の知り得ないところで裁判官が心証を形成し、当事者(代理人弁護士)にはそれに対する反論の機会が与えられない可能性があるが好ましくない。」

エからクまでの意見は、専門的知見を補充して充実した争点整理を行うため付調停制度を利用する試みがされていることについて、当事者(代理人弁護士)に検証の機会が十分に与えられないのではないかと不安から警戒感を抱く弁護士が依然として少なくないことを示しているように思われる。争点整理を(主たる又は副次的な)目的として事件を調停に付するに当たっては、当事者(代理人弁護士)に趣旨を説明し十分納得を得て行うべきであらうし、専門家委員が意見を述べるに当たっては、当事者(代理人弁護士)双方の面前で行い、専門家委員が意見書を作成した場合には、これを当事者(代理人弁護士)に開示して意見を述べる機会を保障するなどして手続の透明性を確保するための配慮が大切であると思われる。

(4) 弁護士委員の指定件数等

ケ 「弁護士委員が地裁でどの程度の事件を受けられるかについては弁護士による。一年間に各四件というの、少し厳しい感じがする。」

コ 「第一回調停期日の候補日は複数あげ、弁護士委員に選択できるようにして欲しい。」

サ 「弁護士委員は、一か月くらい先の期日は埋まっていることが多いので、早期の指定にあまりこだわらないで指定期日をもう少し先にして欲しい。」

弁護士委員に限らず、職業を有する民事調停委員

は、時間をやりくりして調停事件を担当しており、担当できる事件数には限度がある。裁判所としては、民事調停委員の負担を軽減する努力を怠ってはならない。また、一方で紛争の早期解決の要請があり、期日指定を遅らせることは困難であるから、当面は、複数の候補日の中から選んでもらえるよう配慮する必要がある。

3 専門家委員

付調停等検討プロジェクトチームは、第一〇民事部と共同で、建築関係事件を担当する専門家委員に呼びかけて、平成二十二年二月二二日、「建築関係事件の調停の進め方」をテーマとした建築関係事件担当民事調停委員協議会を開催し、意見交換を行った。

当日は、一級建築士の資格を有する多数の専門家委員が出席し、先輩委員から、調停の進め方に関するノウハウの紹介や、後輩委員に対する助言が行われ、また、先輩委員、後輩委員及び裁判官らの間で自由な意見交換が行われた。

先輩委員が述べた意見・紹介したノウハウの中で注目すべきものには、以下のものがあつた。

(1) 付調停の時期

ア 「訴状が出ただけで答弁書が未だ提出されていない段階で事件を調停に付されると、事実整理をしづらい。主張及び書証の提出後、人証調べ前に付調停にすることが望ましい。」

従来は、早期の付調停が望ましいという意見が一般的であつただけに、この意見は注目される。というのは、従来は、当事者及び裁判所が専門的知見がないままに主張整理をすると、往々にして、真の争点と無関係な主張のやりとりがなされ、書証も真の争点の絞り込みに不必要なものばかりが提出される一方、肝心の書証が提出されないという事態が起りがちなので、むしろ、記録が分厚くなる前の段階

で事件を調停に付し、専門家委員がその専門的知見を生かして必要な主張及び書証の提出を求めていく方が効率的な審理ができるのではないかと考えられてきたからである。早期の付調停に消極的な意見が出された背景には、当事者(代理人弁護士)が専門家委員の指示になかなか従わず、速やかに主張及び書証の提出を行わないために、調停期間が長引いているという現実があるものと思われる。そのため、事件を調停に付する前に訴訟部において必要な主張及び書証の提出を済ませておいてもらいたいという要望が出されたものと思われる。

(2) 計画的な進行の実現のための工夫

イ 「調停の冒頭、当事者(代理人弁護士)双方にクリアホルダーに入れた「調停の進め方」(別紙Ⅳ)を示して調停の進行予定を提示し、五回以内の調停成立を目指すしている。」

この方法は、調停の計画的な進行を実現しようという意欲的な試みであり評価できる。特に、当事者の一方が、相手方によって調停が引き延ばしに利用されるのではないかと懸念を抱いている場合には、当事者のそのような不安を払拭し、主体的かつ積極的に調停に取り組む姿勢を引き出す効果があるように思われる。

(3) 主張整理の工夫

ウ 「争点を整理するに際し、「建築関係事件問表(整理票)」を使用して事案を把握し、「証拠等チェックリスト」及び「成果品リスト」を使用して請負工事で当然作成されるべき契約関係の書面(見積書、請求書、契約書等)、設計図書(仕様書、意匠図、構造図、設備図)等の書面を確認している。」

この方法は、必要な書証の早期提出を確保し、当事者の主体的な関与を得つつ事案を解明する効果があるように思われる。大阪地裁では、建築関係訴訟検討プロジェクトチームがこの方法を訴訟手続にお

ける争点整理でも有効な方法であると評価し、訴訟部に活用を勧めており、現在では、この「建築関係事件問表(整理票)」「証拠等チェックリスト」及び「成果品リスト」は、訴訟部でも利用されるようになってきている(田中敦ほか「建築関係訴訟の審理の在り方」について「判タ」一〇二九号四頁以下参照)。なお、書式は、二三頁から一九頁までに掲載されている。右書面が作成された場合には、付調停の際、訴訟部から調停部に送付される「連絡カード」(別紙一)に添付されることになるから、調停委員会は、これを元に当事者(代理人弁護士)双方から円滑に事情聴取を行うことができる。

(4) 専門家委員の役割

エ 「専門家委員が専門的知見を活用して争点整理をして欲しいという訴訟部のニーズは理解できるが、当事者(代理人弁護士)が整理をしないまま手持ちの資料一式を持ってきて、あとは専門家委員にすべて任せるから現地調査をして意見書を書いてくれ」というやり方は疑問である。専門家委員として、どこまで事件に関与すればいいか迷いを感じるの

決めてもらいたい。」

確かに、指摘のような態度をとる当事者(代理人弁護士)も見受けられる。同時に、訴訟部あるいは調停部所属の裁判官が専門家委員に対し専門的な知識経験を踏まえた関与を求めるに当たり、適切な資料選択を怠り、事件記録を丸投げするようなことがあつてはならない。訴訟部は、事件を調停に付する際、当事者(代理人弁護士)双方との間で調停に何を期待するか(例えば、どのような事項について専門家委員に意見を求めるか)について共通の認識を持つよう努めるとともに、当事者(代理人弁護士)が主体的に争点整理等に努めるように働き掛けることが必要である。そして、調停部は、調停主任(裁判官)と調停事件担当書記官との間で適切な役割分担を図りつつ、

専門家委員に過度の負担をかけないように配慮する必要がある。

(5) その他

オ 「調停の進め方には様々なものがある。例えば、現地調査のタイミングについては、比較的早期に現地調査を行うやり方と、当事者に十分主張整理をさせてから現地調査を行うやり方とがある。現地調査の結果報告の方法には、報告書を作成するやり方、調停経過表に記入するやり方、口頭でするやり方がある。調停案の提示方法には、意見書を作成しこれを当事者双方に提示するやり方、意見書は作成するが調停案の提示は口頭で行うやり方、意見書は作成せず口頭で行うやり方がある。そして、事案に応じて使い分けることが適切である。」

専門家委員の調停の進め方にはそれぞれ個性があるようである。無理に一般的な運用モデルを作成して鑄型にはめるよりも、専門家委員の独自のノウハウを最大限尊重しながら、個々の事件ごとに柔軟に対応していく方が効果的ではないかと考えられる。

第4 第一〇民事部所属の裁判所書記官からの活動報告

I 問題意識

平成一〇年一月一日に新民事訴訟法が施行されるのに併せて行われた民事調停規則の改正により、裁判所書記官の権限・役割が明確化され、コートマネージャーとしての役割を果たすことが期待されることになったが、民事調停事件を担当する裁判所書記官(以下、「調停担当書記官」という。)は、訴訟事件を担当する裁判所書記官にも増して、広い役割を果たすことが求められている。例えば、民事調停規則一二条四項は、調停主任(裁判官)が調停委員会の決議に

より、裁判所書記官に事実の調査をさせることがで
きる旨規定している。このような法改正の趣旨に照
らせば、調停担当書記官は、調停主任(裁判官)、調
停委員の指示に的確に対応した事務処理を行うこと
はもちろんのこと、より積極的に、あらゆる場面で
どのようにすればより適正、迅速な解決が可能かと
いう観点から主体的に考え、自ら調停手続に関与す
ることが求められている。

このような問題意識から、第一〇民事部(調停部)
では、調停担当書記官に期待される具体的な役割を
考え、様々な試みを行っている。以下は、その活動
報告である。

2 調停担当書記官の役割

(1) 調停主任(裁判官)と調停委員とのパイプ役・
当事者と調停委員会とのパイプ役

まず、調停担当書記官には、調停主任(裁判官)と
調停委員をつなぐパイプ役が求められている。調停
手続をスムーズに進めるためには、調停主任(裁判
官)と調停委員が事件に関する情報を共有し、共通の
認識を有していることが必要となる。書記官は、期
日ごとに、調停委員から詳細な審理内容、事件の見
通し、今後の進行予定等を積極的に聴き、調停主任
(裁判官)に対し口頭又はメモで伝達し、節目節目で
行われる調停委員会の評議に役立てている。

また、調停担当書記官には、当事者と調停委員会
とのパイプ役が求められている。期日に実質的な審
理が行われるようにするため、当事者及び利害関係
人の出頭確保、調停委員会が指定した主張書面、書
証等の提出催促等を行っている。

このような二つのパイプ役を果たすことにより、
充実した期日間準備を行い、事件の適切な進行管理
を図っている。

(2) 訴訟部と調停部とのパイプ役

次に、調停担当書記官には、訴訟部と調停部をつ
なぐパイプ役が期待されている。

大阪地裁本庁では、訴訟部が係属事件を付調停に
する際、調停部に対し、調停委員の指定及び調停期
間に関する希望等を記載した「連絡カード」(別紙I)
を送付することになっているが、訴訟部の担当書記
官と十分な連携をとることにより、連絡カードには
記載されていない貴重な情報を得ることができ、こ
れをメモに残すとともに調停主任(裁判官)及び調停
委員に伝達するなどして、事件の適切な進行管理に
役立てている。

また、調停担当書記官は、調停手続進行中、調停
が不成立となった場合に備えて、必要に応じて、調
停委員会の指示を受けて、当事者間の合意事項、現
地調査の結果等を記録化している。

そして、右「連絡カード」で訴訟部が調停期間に
関する希望を記載している場合において、この希望
期間を過ぎても事件が終了しないときは、調停部か
ら訴訟部に対し、進行状況、成立見込み等を記載し
た「付調停事件経過報告書」(別紙II)を送付してい
るが、調停担当書記官は、訴訟部の希望期間を管理
し、右「付調停事件経過報告書」を第一次的に起案
している。

さらに、調停部では、訴訟部に対し、調停委員が
有する専門的知見、調停事件の統計等、訴訟部が付
調停に適した事件を選ぶのに役立つ情報の提供に努
めている。そのような情報の整理、訴訟部に送付す
る文書の作成等は、調停担当書記官が行っている。

(3) 調停への関与

調停担当書記官は、右のようなパイプ役を果たし、
適切な進行管理を行うため、調停事件の事案を把握
する必要がある。そのため、「事件カルテ」(別紙VI)
を作成している。

このほか、手続的事項等について調停委員のサ

ポートを行ったり、調停主任(裁判官)、調停委員か
ら指示を受けた場合又は自ら必要性を感じた場合に
は判例、文献等の調査を行っている。また、調停条
項は複雑なものも多いので、後日問題となること
がないよう十分に調査検討した上、成立予定期日の前
に、予め、調停条項案を起案している。

調停担当書記官がこのような一般的役割を果たす
に当たっては、調停主任(裁判官)との間の情報伝達・
指示という密接な連携が不可欠であり、そのために
は、裁判官室と書記官室のパソコンをLANで結び、
情報の共有化を図ることが効果的であると思われる。

3 調停担当書記官の具体的な取組み

(1) 調停係属前

ア 差し支え表の作成等
訴訟部が付調停に当たり当事者との間で第一回調
停期日の候補日を調整するために使用する「差し支
え表」(調停室に余裕があるか等が記載されている)を毎
月作成し、訴訟部に配付している。

イ 調停事件の統計表の作成等
調停事件の統計表を毎月作成し、訴訟部に配付し
ている。

ウ 調停委員の専門的知見等の情報の管理等
調停委員が有する専門的知見等の情報を管理し、
調停委員に適任者がいるか、当該事件を調停で解決
することが可能か等の問い合わせが訴訟部からされ
た場合に、当該事件の解決に必要な専門的知見を有
すると思われる調停委員に問い合わせた上、訴訟部
に対する回答を行っている。

アからウまでは、いずれも、訴訟部が、調停手続
に対する認識を深め、調停に適した事件について積
極的に付調停制度を活用するように、また、訴訟手
続から調停手続への移行がスムーズに行われるよう

にするための取組みである。

(2) 調停係属から第一回調停期日まで

ア 事件記録の確認等

訴訟部から送付されてきた事件記録、特に付調停決定、送付書、郵券袋等を確認し、訴訟部に対し、調停事件番号、調停委員の氏名等を通知している。なお、大阪地裁に申し立てられた調停事件(いわゆる申立事件)については、申立書を読読し、添付書類を審査した上、申立人に対し、調停を進めるに際し、いすれ必要になると思われる事項、例えば、地代・借賃増減額事件であれば、賃貸借契約の内容、最終地代・借賃に至るまでの従前の推移、現場の図面、写真等について、第一回調停期日前に裁判所に提出するよう指示し、第一回調停期日から実質的な審理が行えるようにしている。

イ 第一回調停期日の指定に関する事務

第一回調停期日の指定に関する事務を取り扱っている。大阪地裁本庁では、訴訟部は、係属事件を調停に付する際、当事者双方の希望を聴取した上で第一回調停期日の候補日をいくつか決め、事件記録とともに調停部に送付する「連絡カード」(別紙一)に記載している。そこで、調停担当書記官は、調停主任(裁判官)の指示を受けて、候補日に出席可能な調停委員を探し、候補日に期日指定を行うという事務を取り扱っている。

候補日に都合のつく調停委員が見当たらない場合には、当事者(代理人)双方に期日打合せの書面をファクシミリで送信し、さらに調停委員二人との間で期日調整を行っている。調停主任(裁判官)が調整済みの日時に第一回調停期日を指定すると、改めてファクシミリにより当事者双方に通知している。

ウ 調停委員の指定

調停主任(裁判官)の指示を受けて、事案の内容、調停委員の専門分野、手持ち事件数、調停委員とし

ての経歴及び実績等を踏まえ、調停委員の指定に関する事務を行っている。その際、調停委員の専門分野がかなり細分化していることを踏まえ、予め、調停委員に対し、事案の概要、訴訟部の調停に対する意向等を説明し、指定を受けてもらえるか否かの打診をしている。

エ 事件カルテ(別紙Ⅵ)の作成

事件記録を検討し、事件カルテを作成しており、調停主任(裁判官)との共通手控えとして活用している。事件カルテには、訴訟部、事件番号(訴訟事件番号及び調停事件番号)、付調停日、当事者、代理人、調停委員、訴訟部の調停に対する意向等のほか、訴訟物、主な争点、当事者の主張の概要等を記載しているが、訴訟部が事件概要メモのほか、建築瑕疵の一覧表(田中敦ほか、前掲二七頁に実例が掲載されている)、時系列表、主張対比表等の整理書面を作成している。場合によっては、その写しを適宜利用している。事件カルテを作成する目的は、事案の理解を深めるためだけではない。調停部では、同一時間帯に複数の調停手続が並行して行われており、かつ、事件記録は調停期日中調停委員が使用していることから、調停主任(裁判官)や調停担当書記官が調停委員から評議の申入れを受けたり、あるいは、事件の説明、相談等を受けた場合、どの事件についても手控えが直ちに想起するためには、どうしても手控えが必要になる。調停主任(裁判官)と調停担当書記官は、二人三脚で事件管理を行っているから、共通の手控えを持つことが有益であり、これが事件カルテという訳である。もっとも、評議の申入れを受けた場合等に瞬時に事件のポイントを思い出せるようにすることが事件カルテ作成の最大の目的であるから、事件カルテは、争点整理案のように要件事実を厳密に整理したものである必要はなく、調停において重要であると思われる事項等を簡潔に記入すれば足りるから、

過度の負担とならない範囲で作成している。

オ 調停委員に対する主張書面等の交付

調停部では、調停委員に対し、原則として事前に、当事者双方の訴状、答弁書、準備書面等の主張書面の写しを交付しており、訴訟部に対し、事件記録を送付する際に必要部数を添付するよう協力を依頼している。調停担当書記官は、右主張書面が第一回調停期日前に調停委員の手元に届くように努めている。

もっとも、訴訟部が事件概要メモのほか、建築瑕疵の一覧表、時系列表、主張対比表等の整理書面を作成している場合には、その写しを主張書面に代えて交付することも考えられる。

また、調停担当書記官は、調停委員の希望があった場合等必要に応じ、重要な書証等を複写し、写しを調停委員に交付している。

カ 当事者の呼出し

期日呼出状を普通郵便により送付している。

キ 書面の提出管理

訴訟部の手続調査に、当事者に対し書面の提出を求める旨が記載されているにもかかわらず提出されていない場合には、第一回調停期日前に提出するよう催促している。また、調停主任(裁判官)、調停委員の指示がある場合には、第一回調停期日前に指定の書面を提出するように求めている。

(3) 調停進行中

ア 評議、調停期日への立ち会い

調停主任(裁判官)が調停委員と評議を行う場合、調停主任(裁判官)が調停期日の審理に加わる場合には、調停担当書記官も立ち会うこととしている。これにより、事案及び調停の進行状況に対する理解が深まるとともに、そのような理解をしているという事実を調停委員のみならず当事者(代理人弁護士)に正しく認識してもらえ、期日間の準備の

ため当事者(代理人弁護士)と連絡を取ったときにも、当事者(代理人弁護士)の協力を得やすくなるという効果もあるようである。なお、調停委員が調停主任(裁判官)との評議を希望したのに、調停主任(裁判官)が別件執務中等の理由で直ちにこれに應ずることができない場合には、調停担当書記官が要点を聞き、手続に関わることであれば一応の意見を述べ、内容に関わることであれば評議の時期、方法等について打ち合わせを行い、これを速やかに調停主任(裁判官)に伝えていく。

イ 経過表の受領・確認

調停期日終了後、調停委員から、当日の手続内容(前回問題となっていた事項についての協議内容等)、次回期日までの当事者の課題(提出する主張書面等、準備すべき事項)、今後の進行予定等を記載した経過表を受け取るようになるが、その際、調停委員から口頭で補充説明を受け、これを経過表に付記している。

ウ 期日間の準備

調停手続では、調停期日の審理で大筋での合意を形成した上、細目については期日間に当事者(代理人弁護士)間で調整を行うことが少なくない。そのような場合、調停担当書記官は、調停委員会の指示の下、次回期日までにある程度の余裕のある時期に、電話で、当事者(代理人弁護士)双方に対し、その時点でのどの程度調整が進んでいるかを聞いてこれを経過表の余白に記入し、調停主任(裁判官)に報告するとともに、必要に応じ、次回期日前に調停委員に対して連絡している。

また、調停委員会が時期を定めて当事者に提出を指示した主張書面、書証等については、OA機器を利用して管理を行い、期限前に催促するなどして、右主張書面等の提出を確保した上、その写しをできる限り次回期日前に調停委員の手元に届け、次回期日の審理が空転することのないように努めている。

なお、期日間に当事者から調査嘱託等の申し出があった場合には、直ちに調停主任(裁判官)に報告し、必要に応じ、次回期日前でも採用決定及び嘱託が行えるように努めている。

エ 付調停事件経過報告書(別紙II)

本案部が付調停にする際事件記録とともに調停部に送付して「連絡カード」(別紙I)に調停の希望期間が記載されている場合において、その希望期間が経過する時点でなお調停を継続することが相当であるときには、調停部は、事件の進行状況、調停成立の見込み等を記載した「付調停事件経過報告書」を作成して本案部に送付している。

調停担当書記官は、本案部の希望期間を確実に管理し、適時に通知が行えるように配慮するとともに、「付調停事件経過報告書」の第一次的な起案を行っている。

オ 調停手続の記録化

民事調停規則一条は、「裁判所書記官は、調停手続について、調書を作らなければならない。但し、調停主任においてその必要がないと認めて許可したときは、この限りでない。」と規定している。実務では、成立調書を除き、予め一般的に調書作成不要という許可がされ、調停主任(裁判官)から具体的な指示があった場合のみ調書を作成している。民事調停手続は、当事者に自由に発言してもらうことにより、表面に表れた争点の背後に隠された、真に解決すべき問題点を把握し、訴訟手続では困難な抜本的な紛争解決を目指すことを目的としている。また、民事調停手続では当事者本人が出頭することが原則となっており(民事調停規則八条一項)、当事者に自由に発言してもらうことで当事者の納得の得られる解決を、迅速に、かつ、低廉な費用で実現することを目的としている。当事者本人の発言が一つ一つ記録化され、請求の当否の判断に用いられるとすれば、

当事者本人としては、代理人弁護士に相談し、その十分な検討を踏まえた助言を受けた上で発言する必要を生じるから、調停手続の利点は失われることになろう。

これに対し、例えば、調停成立のため、当事者間に合意ができた事項について段階的に合意内容を調書上で確認しておくことが適当な場合などでは、従前から調書を作成していた。これに加え、調停が不成立となった場合において、調停の成果をその後の訴訟手続に活かすための一つの方法として、調書を作成することが考えられる(調停手続の記録化のための調書の作成)。例えば、訴訟部が建築瑕疵の有無程度が主な争点となっている建築関係事件を付調停とした場合において、当事者又は担当書記官が作成した建築瑕疵の一覧表が事件記録とともに送付されてきたときには、専門家委員が現地調査を行う際にも、またその後調停手続を進める際にもこの瑕疵一覧表を利用して行うことになるから、仮に、調停が不成立となったときには、この瑕疵一覧表を引用する形で、現地調査の結果、専門家委員の意見、主張の整理(当事者間に争いのなくなった事実「存在すること」を相手方が認めた瑕疵、存在しないとして主張が撤回された瑕疵」と争点「存在しなかつた事実」を区別すること)等を調書に記載することが考えられる。また、専門的知見を要する事件では、専門家委員の協力を得ることにより、訴訟手続と比べ容易に争点整理案を作成することができるようになる。調停担当書記官は、当事者(代理人弁護士)が専門家委員の助言を得つつ主体的に争点整理案を作成することに当たり、事務連絡等の面で配慮することになる。本人訴訟で裁判所の後見的な関与が求められる事件では、調停主任(裁判官)の指示の下、調停担当書記官が争点整理案を一次的に作成することも考えられる。

(4) 調停終局に向けて

ア 調停成立見込みの確認

調停担当書記官は、調停委員会が調停案を提示した場合、次回期日の一〇日位前を目処に、調停案に対する当事者の意向を確認している。当事者双方が調停案を了承する場合には、次回期日前に当事者間で調停案につき協議するとともに裁判所に提出するように促している。当事者の双方又は一方が調停案に了承できない場合には、了承できない理由、事項等を聴取している。

イ 調停案項案の検討・起案

調停担当書記官は、期日前に当事者から調停案項案が提出された場合には、調停主任(裁判官)に報告するのみならず、できる限り調停委員に交付している。加えて、調停案項案を検討した上、問題点がある場合には調停主任(裁判官)に報告し、その指示の下当事者に電話連絡して再考を促したり、修正を加えて調停案項案を作成し、当事者及び調停委員に事前に送付している。

また、当事者が調停案の骨子には了承するものの、細目につきなお修正を求めている場合には、調停主任(裁判官)の指示の下、調停案項案(すりあわせを要する部分は空欄にする)を起案し、次回期日前に当事者に送付して合意の形成を促すこともある。

(5) 調停終局後

ア 調停調書の作成

イ 本案部に対する終了通知・調停結果(不成立)報告書の送付・事件記録の返還

調停担当書記官は、調停が成立した場合には、調停調書を作成し、成立調書の写しを添えて事件記録を訴訟部に引き継いでいる(訴訟事件は、「訴の取下があったものとみな」されることにより終了する「民事調停法二〇条二項」)。

調停が不成立に終わった場合には、調停部から訴

訟部に対し、終了通知を行い事件記録を返還することになるが、その際、調停手続中に当事者から提出された主張書面、書証等を事件記録の末尾に綴じ込み、また、調停結果(不成立)報告書を添付している。調停担当書記官は、既に述べたような調停閉号により、事案、調停の進行状況、調停不成立の理由等の理解ができていくから、さほどの負担もなく、調停結果(不成立)報告書の一次的な起案に当たっている。

なお、調停主任書記官は、当事者に対し、後日訴訟部から期日調整の連絡が入ること等その後の手続につき説明している。

第5 付調停をさらに活性化するための提言

1 民事調停委員の充実

以上、付調停制度の利用者である訴訟事件担当の裁判官、弁護士、付調停制度を担っている専門家委員の指摘する付調停制度の現状と問題点、第一〇民事部所屬の調停担当書記官の活動報告を踏まえ、付調停をさらに活性化するための提言を述べることとする。以下掲げる提言のうちいくつかは既に中間報告に記載しているし、また、随時第一〇民事部と協議を重ねてきており、既に実施済みのものも少なくないが、煩を厭わず一通り整理することとする。

まず、平成一一年に至り、付調停制度が飛躍的に活用されるようになったのは、建築関係事件を中心とする専門的知見を要する事件での利用が増加したことによる。いかえれば、付調停の大きな利点の一つは、当事者(代理人弁護士)が、専門家たる民事調停委員の助言を得ながら事案に対する理解を深めることにより、主張の整理が進み、その結果として双方の意見の調整が進んで調停が成立に至ったり、

仮に成立しない場合でも、争点整理が進み、その後の訴訟手続が迅速かつ円滑に進むという点にある。したがって、今後とも専門家委員の拡充に努める必要がある。

加えて、民事調停制度は、国民の司法参加により、民事紛争を適正かつ迅速に、しかも、当事者の納得を得て解決するためのものであるから、社会的な良識に加え、人間関係についての深い洞察力とこれを踏まえた対人折衝能力を有する一般委員を充実させることにより、隣人間の事件、親族間の事件、借地借家の事件等当事者間の継続的な人間関係を背景にもつ類型の事件について、表面に表われた紛争を解決するに止まらず、紛争の裏の原因を探求してこれを抜本的に解決することを目指すことが望ましい。もっとも、専門家委員も専門分野以外ではいわば一般委員であるから、専門的知見を有しないことにはだわる必要はないものと思われる。

専門家委員及び一般委員に適材を得るため、民事調停制度の重要性についての啓蒙活動に一層努め、国民一般の理解を得るとともに、候補者の推薦母体の開拓に努め、同一分野の専門家であっても複数の団体(例えば、建築関係の専門家委員であれば、社団法人日本建築学会、社団法人大阪建築士事務所協会、社団法人日本建築家協会等)から推薦を受けられるようにし、候補者を選抜する過程をいわば複線化するように努めているところである。医療関係の専門家委員、コンピュータソフト関係の専門家、法律家に欠けていることの少ない理科系の知見を有する専門家委員等の充実に当たっても、同様の努力を行うべきであろう。

2 当事者(代理人弁護士)の理解と協力

付調停をさらに活性化するための二つ目の提言は、当事者(代理人弁護士)に対し、付調停制度に関

する正しい理解と協力を求めることである。付調停制度の長所短所を客観的に示すことにより、根拠のないマイナスイメージを払拭してもらい、紛争解決のための一つの選択肢として冷静に判断してもらえ、環境作りを行うべきである。

第一〇民事部と大阪弁護士会司法委員会との間で懇談会が開催されたことは既に述べたが、その協議結果が大阪弁護士会の会報に掲載されており、弁護士の間で理解が進むことが期待される。加えて、第一〇民事部では、「付調停について」(別紙V)を作成して訴訟部に提供しており、訴訟部では、口頭での説明に加えてこの書面を当事者(代理人弁護士)に交付して付調停制度の説明を行っている。

3 適切な事件選択

付調停をさらに活性化するための三つ目の提言は、訴訟部が適切な事件選択を行うこと、すなわち、紛争解決方法の一つの選択肢である付調停制度を利用することが紛争の解決のため適切であるような事件について付調停とすることである。事件選択を誤ると、当事者(代理人弁護士)に拭いがたい不信感を植え付ける結果ともなりかねないからである。

付調停に適した事件とはどのような事件であろうか。まず、第一に、当事者の話し合いによる解決が相応な事件にも、訴訟手続で和解を勧告することが適切なものと、調停による解決を図ることが適切なものがあると思われる。

例えば、民事調停は、必ずしも法的基準に縛られることなく、事案の公正な解決にふさわしい「案理」を見付けつつ、「実情」に即した解決を図ることができ、紛争解決制度であることから(民事調停法一条參照)、親族間の紛争(例えば、共有物分割、遺留分減殺)、相隣関係の紛争、男女間の紛争、賃貸借契約など継

続的な契約関係を前提とする紛争(例えば、地代・借賃増減額事件)、訴訟物となつて原告の請求の当否のみを法的に処理しても紛争の抜本的な解決にならない事件等が付調停に適した事件類型であると言える。このような事件を、人生経験が豊かで暖かみのある民事調停委員が担当することにより、表面に表われた紛争だけでなくその背後にある根源的な軋轢を解消することによる抜本的な解決を図ることを期待することができるであろう。この観点からは、訴訟部において、和解のために十分な時間がとれないから付調停をいわば和解の代用として利用するということのような消極的な選択として付調停をするのではなく、その事件は抜本的に紛争を解決すべき事案であるか否かを考慮し、積極的に付調停に適した事件を選ぶという姿勢が求められていると言えよう。

第二に、本人訴訟には付調停に適した事件が多く含まれている可能性がある。厳格な手続に縛られない調停において、本人の言い分を十分に聴くことにより、紛争を解決する糸口を発見することができることもあろうし、場合によっては、弁護士でない者を代理人とすることを許可することもできるからである(民事調停規則八条一項)。もっとも、本人訴訟の全てが付調停に適しているわけではなく、例えば、本人が非常に頑なで裁判所の審理に非協力的である場合等は、むしろ厳格な訴訟手続の方が適していることもあるであろう。

第三に、専門的知見を要する事件(例えば、建築関係事件、コンピュータソフトに関する事件、医療過誤事件)を付調停とする場合には、専門家を構成員とする調停委員会の説得による調停成立を期待して付調停とする場合と、争点整理のために付調停とする場合とが考えられる。

このうち、前者(調停成立を期待して付調停とするものは、多数の専門家を擁する第一〇民事部に十

分期待することのできる場面である。ただし、訴訟部は、当事者(代理人弁護士)の調停に対する意欲、主体的に事件を解決しようとする姿勢を引き出した上で付調停とすることが必要である。実務では、往々にして、専門家委員からの指示を待ち、指示された事項についてのみ準備をする当事者(代理人弁護士)や、さらには、専門家委員から指示されても主張書面の作成、書証(設計図書等)の提出を行わない当事者(代理人弁護士)が見受けられるが、これは、当事者(代理人弁護士)の一方又は双方が経済的(被告が資力に欠けており、勝訴しても現実の支払いを受けられないなど)その他の理由で事件の迅速な進行に關心の薄い場合だけでなく、裁判所(専門家委員)に対する依存心が強い場合にも見られる現象である。適切さを失わない期間での調停成立を目指すためにも、訴訟部は、事件を調停に付すに当たり、当事者(代理人弁護士)の調停による解決に向けた意欲を引き出すことが必要である。

次に、後者(争点整理のために付調停とするものは、付調停制度の新たな利用方法であり、その当否は意見の分かれるところであろう。

訴訟部の裁判官は、概ね肯定的に考え、むしろその実施に期待しているのではないかと思われる。訴訟部の裁判官に対するアンケートの結果の中に、「調停が不成立になった場合、調停における進行経過が当然には本案に反映されず、調停委員会の心証が当然には訴訟部に引き継がれない」ことを問題点にあげる意見があり、その解決策として、「訴訟事件担当の裁判官が調停主任となることでできれば、調停が不成立となっても、調停の成果を訴訟に役立てることができる」との意見があったこともこれを裏付けるものである。

建築関係事件等の専門的知見を要する事件を担当した際、当事者のみならず代理人弁護士も専門的知

見が十分でないことから、当事者の訴訟活動を持っていては主張整理が進まず、かといって裁判所が後見的に関与しようにも、鑑定のほか専門的知見を補充する術がないという隘路がある。これに対し、調停部には、専門的な知識経験を有する専門家委員が所属しているから、調停主任が専門家調停委員を調停委員に指定して調停委員会を構成し、これを合議体のように運営して主張整理を行うか、調停部所属の裁判官が裁判官のみによる単独調停を主宰し、適宜、専門家委員から専門的な知識経験を基づく意見を聴取して(民事調停規則二〇条、一四条)主張整理を行うかすれば、専門的知見を要する事件の争点整理が適正迅速に進むことが期待できる。調停部の裁判官・裁判所書記官は、訴訟部の裁判官が簡易な方法で専門的知見を得ることができないという現実を踏まえ、裁判所全体の見地に立って、争点整理に取り組もうという姿勢でいるものと思われる。

これに対し、これを担うべき専門家委員の間では、現状では、消極的な意見が少なくないようである。その理由は、実質無報酬で簡易鑑定をするのに等しく、負担が重いためと推察される。

また、弁護士の間にも、消極的な意見が少なくないように思われる。その理由は、判決を起案しない調停主任(裁判官)が争点整理手続を主宰することができるのかという疑問のほか、当事者(代理人弁護士)が批判できないところで、専門家委員の意見が調停主任(裁判官)の心証形成に影響を与えるのではないかという警戒感があるように思われる。

加えて、調停成立を期待して付調停とした場合には、当事者(代理人弁護士)双方が、調停による解決に向けた意欲を持っていることから、結果的に調停が不成立に終わったときでも、争点整理が進んでいくのが実情のようである。調停成立を期待せず争点整理のために付調停とすることは、判決理

由を起案する裁判官が主張整理手続を主宰した方が効率的ではないか、自分なりの判決のスタイルを持っていては裁判官が、他の裁判官が当事者に促して取りまとめた争点整理案をそのまま利用して判決文を起草することができるとか、最終的な判決起案を担当しない調停主任(裁判官)が主宰する争点整理手続に当事者(代理人弁護士)が主体的に取り組むことを期待できるのか、調停部に必要な人員を配置することが司法行政的に可能か、等々の懸念も残るところである。

このように考えてみると、専門家委員の協力を得つつ争点整理の成果を上げるためには、逆説的ではあるが、調停成立を期待して付調停とすることが必要であり、調停成立を期待せずに専ら争点整理のためだけに付調停とすることは相当ではないということになる。言い換えれば、専門的知見を要する事件を調停に付するに当たり、争点整理という目的が併存していることは差し支えないと考えるべきであろう。したがって、訴訟事件を担当する裁判官としては、できる限り当事者(代理人弁護士)の調停手続による解決に向けた意欲を醸成することに努めるとともに、調停不成立の場合には争点整理が行われることを期待して付調停とする場合には、当事者(代理人弁護士)が争点整理に主体的に取り組むように働きかけることが必要であろう。

これに加えて、専門的知見を要する事件の争点整理を行うに当たっては、「釈明処分としての鑑定」(民法一五一条一項五号)を利用することが適切な事件と、付調停手続を利用することが適切な事件とを的確に振り分けることが大切である(山中敦ほか、前掲一二頁参照)。

4 付調停の時期

付調停をさらに活性化するための四つ目の提言

は、訴訟部が適切な時期に事件を調停に付するよう努めることである。

民事調停法二〇条一項は、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付すことができる、ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後に事件を調停に付すには、当事者の合意を得ることを要する旨規定している。付調停の時期に関する法律上の定めはこれだけである。しかしながら、実務において、付調停制度を最も効果的に活用するためには、適切な時期に調停に付することが大切であると思われる。

訴状と答弁書が交換された段階で早期に事件を調停に付するか、それとも主張整理を一応行った段階で事件を調停に付するかについては、一長一短あると思われるが、専門的知見を要する事件を調停に付す場合には、専門知識を持たない当事者(代理人弁護士)が専門的知見を踏まえ、主張書面を交換したり、まして、人証調べを実施したりした後ではなく、訴状と答弁書(請求原因事実の認否に止まらず実質的な反論を記載したもの)の交換を終え、ある程度当事者(代理人弁護士)双方の主張の骨子が出揃った段階で、早期に、事件を調停に付することが適当な場合が多いように思われる。

もっとも、建築関係の専門家委員の中に、「主張及び書証の提出後、人証調べ前」の段階が適当であるとの意見があることを踏まえ、訴訟事件を担当する裁判官としては、事件を調停に付するに当たり、当事者(代理人弁護士)の意見を聴取するのに止まらず、付調停制度について十分説明して正しく理解してもらった上、積極的に調停手続で解決を図る意欲を持ってもらうように努めるなど、十分な気配りが必要である。付調停制度の趣旨、機能等に関する説明を十分行わないまま、当事者(代理人弁護士)の意向を斟酌しないで事件を調停に付しても、成果を期待

することはできないことになろう。

なお、当事者の合意があれば、争点整理を終えた段階、証拠調べを終えた段階等、あらゆる段階で付調停とすることも差し支えない。

5 訴訟部での成果を調停部に引き継ぐための工夫

付調停をさらに活性化するための五つ目の提言は、訴訟手続での成果を調停手続でできる限り活用できるように工夫することである。

大阪地裁本庁では、訴訟部が事件を調停に付する際に、「連絡カード」(別紙I)に調停委員の指定、調停期間、進行方針等についての希望等を記入して、事件記録とともに調停部に送付しているが、訴訟部で担当書記官が裁判官との共有手控えとして事件概要メモを作成していたり、当事者(代理人弁護士)あるいは担当書記官が建築瑕疵の一覧表、時系列表、主張対比表、争点整理案等の整理書面を作成している場合には、これを「連絡カード」に添付して調停部へ引き継ぐことが相当であろう。

6 計画審理

付調停をさらに活性化するための六つ目の提言は、調停手続を計画的に進行させることである。

専門的知見を要する訴訟を合理的な期間内に解決するために、訴訟部は、計画審理を実践している。付調停制度の活用を専門的知見を要する事件を解決するための一つの選択肢として位置付けるためには、付調停後の調停手続においても計画審理が行われなくてはならない。

専門家委員によっては、「調停の冒頭、当事者(代理人弁護士)双方にクリアホルダーに入れた「調停の進め方」(別紙IV)を示して調停の進行予定を提示し、五回以内の調停成立を目指している」とのことであ

り、計画審理の一つの実践例として評価することができる。

また、大阪地裁本庁では、訴訟部が、調停部に対して事件記録と一緒に送付する「連絡カード」(別紙I)に「調停期間に関する希望」を記載した場合には、調停部は、この希望期間を管理し、希望期間を過ぎても事件が終了しないときには、訴訟部に対し、「付調停事件経過報告書」(別紙II)を送付し、「回答書」(別紙III)で調停事件の進行に関する訴訟部の希望を聴取しているほか、調停担当書記官が調停部の窓口となって訴訟部とのパイプ役を務めており、訴訟部から調停の進行状況に関する問い合わせに対応できる態勢ができています。したがって、訴訟部は、付調停事件について計画審理の趣旨を実現するためにも、積極的に右「連絡カード」に調停期間についての希望を記載するとともに、調停期間中も調停部との連絡を怠らないようにする必要があります。

さらに、調停主任(裁判官)は、より積極的に調停に関与し、調停委員及び当事者(代理人弁護士)と協議して進行計画を立てるとともに、調停担当書記官と協力してその後の手続の経過を注視し、合理的な期間で調停が成立しない場合には、調停成立に固執しないで見極めを付けるように努めることが相当であろう。加えて、訴訟部に対する「付調停事件経過報告書」(別紙II)の送付を定期的に行うことを検討すべきであろう。

7 調停部での成果を訴訟部に引き継ぐための工夫(訴訟部と調停部が分離している利点を活かす) 欠点を克服するための工夫

(1) 問題の所在

大阪地裁本庁では、事件を調停に付した場合、調停主任を務めるのは訴訟部所属の裁判官ではなく第一〇民事部所属の裁判官である(ただし、知的財産権

事件を調停に付した場合には、第二一民事部「知的財産権部」所属の裁判官が調停主任を務めることとされている)。

この仕組みでは、当事者(代理人弁護士)は、調停が不成立となった場合に訴訟手続や訴訟事件を担当する裁判官の心証に影響することを心配することなく、自由に自らの主張や気持を調停委員会に述べることができ、このことが当事者の納得を得た抜本的な紛争解決に寄与していることは疑いない。

反面、調停が不成立となった場合には、訴訟部の裁判官のみならず当事者(代理人弁護士)が付調停にしたことにより時間を無駄にしたかのような気持を抱くことが考えられる。そこで、調停の結果を訴訟事件の審理に活かす工夫を行うことが、付調停をさらに活性化するための七つ目の提言である。

(2) 調停結果(不成立)報告書

調停の結果を訴訟事件の審理に活かす工夫として、まず考えられるのは、調停が不成立となった際調停主任(裁判官)が作成して訴訟事件担当裁判官宛て送付する調停結果(不成立)報告書の内容を充実させ、専門家委員の意見書(簡易鑑定のなもの)を添付することである。

この方法を積極的に支持する立場からは、訴訟部の裁判官は、意見書を弁論の全趣旨の中で利用し、鑑定等を行わずに判決に至ることができる場合があり、便宜であるという意見が示された。

これに対し、慎重な立場からは、鑑定的な意見となれば、通常は一方当事者に不利な内容となるのであり、不利に判定された当事者(代理人弁護士)が、意見書の送付に難色を示すことが十分予想されるところ、訴訟部に事件が戻された後鑑定を申請することが予想されるが、その際、鑑定を採用しないで結局判決を行うことができる場合が多くあるとは思われないこと、そうであるとすれば、事件の下調べを専

門家委員に無償で課すに等しい結果となり、専門家委員の協力が得られるか疑問であること等の指摘がされた。

両者の意見を踏まえて考えると、調停結果（不成立）報告書を活用するに当たっては、調停の経過、当事者の意向等を勘案し慎重な対応をする必要がある。専門家委員の意見書を添付するのであれば、事前に、当事者（代理人弁護士）双方に開示して意見表明の機会を確保するのが相当であると思われる。

(3) 調停調書

調停の結果を訴訟事件の審理に活かす工夫として、次に考えられるのは、調停手続の結果、殊に、現地調査の結果（建築関係事件での建物の見分結果）、その際の専門家委員の指摘事項等を書記官が調書に記載することにより記録化することがある。専門家委員が現地調査の結果を簡潔な文書（報告書）にとりまとめ、調停主任（裁判官）、相調停委員のみならず、当事者（代理人弁護士）双方に交付するという取扱いもあるから、そのような場合には、専門家委員作成の報告書を引用する形で調書を作成することになる。さらに、現地調査、調停手続を通じ、争点整理が進んだ場合には、当事者（代理人弁護士）双方に要約書面を作成してもらい、これを調書に添付することにより争点整理案に代えることも考えられる（民訴法一六五条一項参照）。事案によっては、調停担当書記官が第一次の争点整理案を作成することも考えられる。調停手続で争点整理案を効率的に作成するには、訴訟部から「連絡カード」（別紙）に添付して送付された事件概要メモのほか、建築瑕疵の一覧表、時系列表、主張対比表等の整理書面を利用し、これに書き加えたり、修正したりする形で作成することが現実的であろう。そして、このような記録化が行われれば、調停が不成立となったとき、訴訟部が事案を理解するための有力な手がかりにな

ると考えられる。

第一〇民事部所属の裁判所書記官からの活動報告にあるとおり、第一〇民事部では、既に、記録化に取り組んでいるようであるが、今後の一層の進展に期待したい。

(4) 調停に代わる決定（一七条決定）

調停の結果を訴訟事件の審理に活かす工夫として、三番目に考えられるのは、調停に代わる決定（一七条決定）で、調停委員会を組織する調停委員の意見を踏まえた調停主任（裁判官）の判断を示すとともに、専門家委員の意見を明瞭に付記することがある。確かに、一七条決定は、当事者の一方若しくは双方又は利害関係人から異議の申立がされるとその効力を失うから（民事調停法一八条）、調停案を拒否した当事者から異議が出されることが現実な場合に、調停案の内容どおりの一七条決定をすることは実益に乏しいようにも思われる。しかしながら、当事者等から異議の申立がされ効力が失われても、一七条決定には、当事者（代理人弁護士）双方に対し、一つの解決指針を提示するという意味があり、また、その後一七条決定が当事者（代理人弁護士）のいずれか一方からでも書証として提出されれば、訴訟事件を担当する裁判官に対し、同様に、一つの解決指針を提示するとともに、調停の成果を伝達するという情報提供の意味がある。

もとより、一七条決定を行うためには専門家委員の協力が必要であるが、これが得られるか、一七条決定を行うことによりかえって調停の紛争解決機能を低下させることにならないか（調停成立率が低下するのではないか）、一七条決定が当事者・利害関係人の異議により失効した場合に訴訟手続に役立つか（訴訟部が鑑定を採用することなく一七条決定を参考に判決をすることが可能か）、弊害は生じないか（訴訟部が調停不成立後人証調べ、鑑定等を実施するとすれば、証拠資

料が変わるのであるから、判決の内容もまた一七条決定の内容と異なることになる場合があり得るが、そのことが調停委員会の調停案に対する信頼感を失わせることはないか）等の問題点が指摘されていることに注意を払う必要はある。

結局、一七条決定を活用すべき場合があることは異論のないところであり、問題は、どのような事案で一七条決定を行うことが紛争の適正迅速な解決のため適当かということではないかと思われる。

まず、当事者の一方又は双方が合意によって解決する意思がなく、また、調停委員会の定める調停案項（民事調停法二四条の三及びこれを準用する規定がある）に服する旨の書面による合意をしないもの、裁判所（調停主任〔裁判官〕）が専門家委員の意見を聴き、その意見を理由中で示したり、その意見書を決意書に添付したりすることにより理由を付して、一七条決定の形で解決案を示せば、これに従うことが見込まれるときに活用することが考えられる。また、当事者双方が調停委員会が提示した調停案に合意しているものの、当事者（代理人弁護士）の一方又は双方が正当な理由で（民事調停法三四条参照）裁判所に出席できないときに、一七条決定を行うことが考えられる。これらの場合には、従来から、一七条決定が行われてきた。

これに対し、専門的知見を要する事件では、当事者等から異議の申立がされることが見込まれるときであっても、解決指針の提示と情報提供を目的として一七条決定を行うことになるが、そのような場合には次の点に注意を払う必要がある。

第一に、訴訟部の意向を踏まえて行うことが相当地である。訴訟部が事件を付調停にするのは、調停部における解決（調停成立）を期待しているのであるが、一七条決定については、調停不成立で戻された場合の訴訟部における審理の在り方とも関連して、

これを希望する裁判官(審理の道筋がつけられる)とそうでない裁判官(自らの行う審理と方針が合致しないと困る)とが考えられるからである。したがって、一七条決定をするに当たっては、訴訟部の意向が予め判明していることが望ましく、運用としては、付調停の際訴訟部が調停部に送付する「連絡カード」(別紙一)に、一七条決定をすることを希望するかどうかの意向も記載しておくことが望ましいと考えられる。

第二に、当事者(代理人弁護士)の意向を十分聴取する必要がある。一七条決定を行う趣旨・目的を説明しても、当事者(代理人弁護士)双方がなお反対の姿勢を崩さなかった場合には、原則として、一七条決定をすることは相当でないと考えられる。これに対し、当事者(代理人弁護士)の一方が反対したものの他方が一七条決定をすることを希望した場合に、事案の内容、調停の経緯等を十分勘案した上で、一七条決定をすることになろう。

第三に、付調停前の訴訟手続、付調停後の調停手続を通じ、争点整理が十分進んだ場合には、一七条決定を行うことが相当である。このような場合でも、当事者(代理人弁護士)双方が一七条決定を行うことに反対した場合には、調停手続における争点整理の結果を調停調書に記載する等他の方法で調停手続の結果を訴訟手続に反映させることを検討する必要がある。

第四に、訴訟手続で判決による解決を目指すためには鑑定を行う必要があるものの、当事者が鑑定を望まない場合には、訴訟事件を担当する裁判官に専門的知見を提供するためにも、一七条決定を行う必要が出てこよう。例えば、鑑定に要する費用が訴訟額に比して高額であり、当事者が鑑定費用を負担できない場合である。もっとも、被告が実質上経済的に破綻していて勝訴しても回収する見込みが立たない

ため、立証責任を負う原告が鑑定費用を負担したくないと主張しているような場合には、専門家委員に過剰な負担をかけるよりも、立証されていないとして請求棄却判決を行う方が適切な場合もある。

第五に、一七条決定の内容(どの程度詳細な理由を付するか)、形式(専門家委員の意見書を別紙として添付するか等)については、事案に応じて考えるのが相当である(田中教ほか・前掲三〇頁に掲載されているものは、一つの事例である)。

専門的知見を要する事件で、解決指針の提示と情報提供を目的として一七条決定を行うという試みは緒に着いたばかりであるから、今後とも工夫を重ねる必要があるものと思われる。

(5) 「裁判官単独調停+専門家委員に対する求意見」

(2)から(4)までの提言は、大阪地裁本庁における現在の態勢を維持することを前提としたものである。これに対し、制度論に踏み込むことにはなるが、一定の類型の事件については、訴訟事件を担当する裁判官が事件を裁判官のみによるいわゆる単独調停に付し、民事調停規則二〇条において準用する同法一四条により専門家委員に専門的な知識経験に基づく意見を聴取して審理を行うことの当否が検討課題となっている。

専門的知見を要する事件を適正迅速に解決するという観点から、早期に専門家の関与の下迅速かつ的確な争点整理を行う必要性があるが、裁判官単独調停+専門家委員に対する「求意見」は、有効な一つの方法であると思われる。現在でも、大阪地裁本庁では、知的財産権事件については、知的財産権事件の専門部である第二民事部所屬の裁判官が付調停事件の調停主任を務めることとされているから、調停委員会を組織しないでいわゆる単独調停を行うことに隘路はない。これを、建築関係事件等の専門的

知見を要する事件に広げることが適当か否かが今問われている。

これを積極的に支持する立場からは、調停成立が見込まれる事件を調停に付す場合には、訴訟事件を担当する裁判官と調停主任(裁判官)とを別にする意味があるけれども、調停成立が見込めない事件で専門家委員の助力を得つつ争点整理を行う場合には、訴訟事件を担当する裁判官のみならず付調停事件を担当した方が効率的であるという指摘がされている。

これに対し、慎重な立場からは、専門家委員の協力を得られるか疑問があること、専門家委員の専門的な知識経験に基づく意見が当事者(代理人弁護士)に検証の機会が与えられないまま判決の結論に直接影響を与えるのではないかと懸念が弁護士の間根強く存すること、調停部の役割が容容すること(訴訟部が適切な専門家委員を指定するためには、専門家委員の得意分野等の情報を一元的に管理する必要があるし、特定の専門家委員が負担加重とならないためには、専門家委員の手持件数を一元的に管理する必要があるから、調停部がいわば調停センターのような役割を担うことになる)等の解決すべき問題点が指摘されている。さらに、現に付調停事件を担当している第一〇民事部からは、第一〇民事部の取組みの成果を今しばらく見守って欲しいとの希望も出されているところである。

現時点では、「裁判官単独調停+専門家委員に対する求意見」制度の導入については、慎重に解さざるを得ないのではないかとと思われる。しかしながら、将来、建築関係事件、医療過誤事件等について集中部あるいは専門部が設けられることになれば、右制度の導入が現実的な課題となることが予想される。

8 支部係属事件の付調停

第一〇民事部では、平成一二年四月一日から、堺支部・岸和田支部に係属している建築関係事件及び地代・借賃増減額事件について、当事者双方が本庁の付調停にすることに同意している場合には、直接付調停を受け入れている。第一〇民事部は、この制度を導入するに当たり、大阪弁護士会司法委員会との懇談会の席上を利用して感懐を聴いたところ、出席していた弁護士の方の意見は好意的であり、ただ、当事者（代理人弁護士）の意向を踏まえて行ってもらいたいとの注文が出されたとのことである。

専門的知見を要する事件で付調停制度が活用されており、第一〇民事部の裁判官、裁判所書記官等が専門的知見を要する事件を適切に解決するために必要となる基礎的な知識を身に付けつつあること、専門家委員が充実していることを踏まえると、大阪地裁の本庁と支部を合わせた全庁的な立場に立ち、堺支部・岸和田支部の事件をより積極的に受け入れて、当事者の納得を得た、適正迅速な解決の実現に努力することが相当であろう。これが、付調停をさらに活性化するための八つ目の提言である。

9 専門家団体との連携

付調停をさらに活性化するための九つ目の提言は、専門家団体との連携に一層努めることである。

専門的知見を要する事件を適正迅速に解決するためには、訴訟手続で鑑定人に適任者を得るとともに、調停手続で専門家委員に適任者を得ることが必要である。このような形で専門家の協力を得るためには、裁判所全体として、日頃から専門家団体との連携を図ることが大切である。ところで、大阪地裁本庁には、専門家団体から推薦されて任命された専門家委員が多数所属しているが、第一〇民事部は、日常的

に、専門家委員と共に調停事件の適切な解決に当たっているから、大阪地裁の窓口となって、専門家団体とのパイプ作りをしやすい立場にある。例えば、現在、付調停事件の多数を占めているのは建築関係事件であることから、建築関係の専門家団体との連携が進んでおり、訴訟部が訴訟手続で鑑定を採用した際には、最適な鑑定人を確保することができよう。専門家団体との間に立って調整に当たるなどの協力をしている。今後は、一つ一つの事件を誠実に解決する中で専門家委員との信頼関係を醸成し、専門家団体との連携に一層努めることが望ましい。

第6 終わりに

第一〇民事部の新たな取組みは、平成一一年一月に始まった。平成一一年度には、建築関係事件等の専門的知見を要する事件を中心に、付調停事件の新受件数が大幅に増加している。平成一二年四月からは、第一〇民事部の裁判官室に専ら民事調停事件及び借地非訟事件を担当する裁判官が配置され、書記官室でもメンバーの交代があった。昨年度末付調停になった事件の多くが終局時期を迎えていることから、第一〇民事部では、付調停制度が紛争解決のために極めて有用であることを訴訟部の裁判官及び代理人弁護士だけでなく、最も利害関係を有する当事者に実感として認識してもらえよう、日々、努力を続けている。付調停等検討プロジェクトチームとしては、今後とも、第一〇民事部の試行錯誤を側面から援助する活動を続けていきたい。

(いけだ みつひろ/たなか あつし/まき まちこ)

(別紙I)

連絡カード(平成 年(第 月(第 日

(訴訟部)第 民事部 係裁判長(官)

(付調停の日)平成 年 月 日

(調停に対する当事者の意向)

原告 積極 消極 その他

被告 積極 消極 その他

(手続の段階)

主張整理未了 主張整理済 証拠調べ済

その他()

(調停についての希望)

1 調停委員の指定

不動産鑑定士 公認会計士 税理士 コンピューター

医師(内科 外科 産婦人科 麻酔科)

一級建築士 弁理士 その他()

2 調停期間

6か月程度を目処 1年程度を目処 特に希望はない

3 進行方針

現地調査を希望 争点整理を希望 17案決定を希望

専門家委員の意見を希望

※専門家委員に意見を求める事項

その他()

(第1回調停期日の候補日)

第1候補 平成 年 月 日 10時・1時15分・3時

第2候補 平成 年 月 日 10時・1時15分・3時

(その他調停の進行に当たり参考となる事項)

事案の概要及び争点は別紙のとおり、

(別紙II)

付調停事件経過報告書

第 民事部 係担当裁判官・書記官 殿 平成 年 月 日

第10民事部裁判官○○○○(内線○○○○)

書記官○○○○(内線○○○○)

下記の事件につき、付調停後□6か月 □1年 □()

を経過しましたので、報告いたします。今後の進行方針について別紙に

よりご回答ください。

(訴訟事件番号)平成 年(第 月 日

(調停事件番号)平成 年 第 号

(記録受理日)平成 年 月 日

(担当調停委員)

法律家委員○○○○

専門家委員○○○○()

(次回調停期日)平成 年 月 日(第 回)

(進行状況)

1 現地調査の有無

調査済 調査予定 その他()

2 調停案提示の有無

提示済 提示予定 その他()

3 その他()

()

(今後の見通し)

1 成立の見込み

大 中 小 その他()

2 その他()

(別紙III)

回 答 書

平成 年 月 日

第10民事部担当裁判官・書記官 殿

第〇〇民事部裁判官〇〇〇〇〇(内線〇〇〇〇〇)

書記官〇〇〇〇〇(内線〇〇〇〇〇)

(訴訟事件番号) 平成 年(第 第 号

(調停事件番号) 平成 年 第 号

(今後の方針についての希望)

方針について協議を希望する

調停の続行を希望する。調停期間は、

3か月程度を目処 6か月程度を目処

1年程度を目処 特に希望はない

その他()

調停打ち切りを希望する。不成立とするに際し、

事前の協議を希望

その他()

(別紙IV)

調停の進め方	
☆第1回期日 ↓	双方(代理人)よりの事情聴取 (誓証の提出)
☆第2回期日 ↓	現地調停《事実関係・原因関係》 (解決案模索)
☆第3回期日 ↓	解決策協議 (双方検討)
☆第4回期日 ↓	調停案協議 (双方検討)
☆第5回期日	調停成立(不成立) (山本栄子委員作成)

(別紙V)

付調停事件について

- 1 調停手続
調停は、調停主任裁判官一名と民間から選任される民事調停委員二名以上からなる調停委員会の関与のもと、当事者双方の話し合いと話し合いによって、真摯に明した適切な解決を図らうとする手続です。
- 2 調停委員会
大阪地方裁判所には、弁護士、裁判官経験者のほか、一般建築士、不動産鑑定士、公認会計士、税理士、弁理士、医師、コンピュータ関係の専門家、学者など、それぞれの分野における専門的な知識及び経験を有する調停委員が数多く所属しており、調停手続に付された事件については、原則として、調停主任裁判官一名、弁護士委員又は裁判官経験者委員から一名、各事件における専門分野の資格、学識、経験等を有する専門家委員から一名の三名により調停委員会が構成されます。
- 3 専門家委員の関与
専門的知識を要する事案にあっては、専門家委員が手続に関与することにより、専門分野における助言等がなされ、早期の事案処理とスムーズな争点の整理が期待できます。
また、事案によっては、当事者双方の歩み寄りとした話し合いの基礎とするため現地調査等を実施し、その検討結果が口頭又は書面により示される場合もあります(例えば、建築物の瑕疵や出稼高が問題となる事件における一般建築士による現地調査等。)
- 4 調停成立等
付調停事件における平成11年度の調停成立率は約62.1パーセント、取下等を告めた実質的解決率は約71.2パーセントとなっています。
- 5 調停不成立
調停が不成立となった場合には本審部に異り判決手続に移行しますが、調停手続が全く無駄になるわけではありません。
調停手続における当事者の主張等については、本音や譲歩の部分も含まれることから、その経過等を逐一調査に記録し、これを本審訴訟における証拠とすることは相当ではありませんが、例えば、調停手続の中で、当事者間において争点や争いのない事案について合意(一部合意も含む)が形成できたような場合などは、これを本審訴訟に反映させることで、調停が不成立となる場合の冗贅、迅速化につなげる成果が得られます。その旨を調停記録に反映させるのめがけについて協議を行い、当事者双方の要望がある場合には、その旨を調停記録に記録します。
また、調停手続中に開示された専門家委員の意見は、本審訴訟で証拠とすることを予定したものではありませんが、専門家の助言が得られたことにより事案に付する理帛が深まり、本審での審理における準備書面の作成や証拠の収集、提出に役立つ場合も少なくないと思われ、正式鑑定における鑑定事項の確定にも役立つものと思われれます。

6 その他、詳細等につきましては、当係までお問い合わせください。

大阪地方裁判所第10民事部調停係
06-0000-0000(内線0000)

(別紙VI)

事件カルテ

平成 0年(メ)第 0号 請負代金 請求事件
 担当裁判官 0000 担当係 2 0000

原告 0000(株) 代理人 0000 調停委員 0000
 被告 (株)0000 代理人 0000 調停委員 0000
 本案係属部 0 部 本案事件番号：(平成0年(ワ)第0号)

付調停日 平成12年3月13日
 希望期間 平成12年9月30日

調停委員：0000(弁護士)・0000(コンピュータ技術者)

【事案の概要等】 → 販売管理ソフトの開発委託

★ 主位的請求
 原告 4000万円から未輸入に終わったAソフトの代金(自己の債務を免れたることにより得た利益)2000万円を控除した残金2000万円のうち、金1500000円の支払請求

★ 予備的請求
 契約締結上の過失又は債務不履行に基づく損害賠償金2000万円のうち金1500000万円の支払請求
 (仮に被告主張の通り契約による損害の整理が契約成立の条件であったとすれば、原告として被告に損害賠償請求が認められるに、古くは被告を認め、後述のとおり原告が原告に損害賠償請求するべき義務を負う。また、原告が原告に損害賠償請求するべき義務を負う。また、原告が原告に損害賠償請求するべき義務を負う。また、原告が原告に損害賠償請求するべき義務を負う。)

★ 訴状送達の日(11.10.29)から支払済みまで年5分の割合による損害金

- ① 契約の成否・リースという条件の位置づけ
 - ② 契約締結上の過失が認められるか、認められる場合はその損害額
- (争点)
 H9.5.ころ～
 K：原告側で販売管理用ソフトの開発につき話し合い
 B：開発について話し合いをしたのは被告とABC
 H9.7.10

K：販売管理用定期ソフトの開発委託を受け、ABC型ハードウェア費用を含め500万円で開発作業請負

H9. 7. 20

K：見積書(甲1)を報告に交付

B：見積書を受け取ったのは平成9年9月以降と思われる。

H9. 7. 25

H10. 2. 24

K：20回以上におよぶ打ち合わせ(甲2の1～21)

B：遅くとも平成10年2月下旬までは請負契約

B：ABC型ハードウェアと打ち合わせを行ったが、開発の一つの候補者としての打ち合わせであり請負契約の成立には無関係

H10. 3. 31

K：被告に「システム概要設計書」(甲3)交付

B：妥協は認めず。

H10. 4. ころ

K：被告からリース契約が成立しないので今後の開発を断念したいとの申し出

H11. 4. 2

K：被告、請負契約の存在を否定(甲5)